

松前町高齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 37 条第 2 項に規定するシルバー人材センターに準ずる者（以下「活動事業者」という。）の認定については、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 12 に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(認定基準)

第2条 活動事業者は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 松前町内に主たる事務所を置き、法人格を有する団体又は任意団体であること。
- (2) 法第 38 条第 1 項各号のいずれかの業務を行っていること。
- (3) 営利、非営利を問わず、適切な業務遂行能力を有していること。
- (4) その業務に従事している者（雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、業務に携わる者をいう。）のうち、松前町内に居住している者の割合が 5 分の 4 以上、年齢が 60 歳以上の者の割合がおおむね 3 分の 2 以上であること。
- (5) 定款、寄附行為、会則、活動方針又は事業計画において、高齢者等に対する就業機会の確保及び組織的提供が明記されていること。
- (6) 適切な会計管理が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、活動事業者の認定を行わない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 業務に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (3) 次条の規定による認定の申請をする日（以下「認定申請日」という。）までに納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金をいう。）又は労働保険料（雇用保険料及び労災保険料をいう。）等を完納していない者。ただし、申請時までに完納した場合は、この限りでない。

- (4) 松前町暴力団排除条例（平成 23 年松前町条例第 13 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する者

(認定の申請)

第3条 活動事業者の認定を受けようとする者は、町長が認定申請の募集をした日の翌日から起算して 2 週間以内に、松前町高齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、正副 2 部を町長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、会則、活動方針又はこれらに類する書類
- (2) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（任意団体であれば役員個人の印鑑証明書）
- (3) 法人の印鑑証明書
- (4) 事業計画書（認定申請日が属する年度のもの）又はこれに類する書類
- (5) 事業実績等報告書又はこれに類する書類

- (6) 収支計算書（認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度のもの）又はこれに類する書類
- (7) 貸借対照表（認定申請日が属する年度の前年度及び前々年のもの）又はこれに類する書類
- (8) 監査報告書（認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度のもの）又はこれに類する書類
- (9) 国税、都道府県税、市町村税に係る納税証明書（任意団体であれば役員個人の納税証明書）
- (10) 社会保険料又は労働保険料等納入確認（証明）書
- (11) 業務従事者（雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において役務業務に携わる者）の名簿（別紙様式1）
- (12) 遂行可能な業務を記載した書類（別紙様式2）
- (13) 直近の2年間における前号の業務の契約実績を記載した書類（別紙様式3）
- (14) その他町長が必要と認める書類

（認定）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、適当と認めたときは、活動事業者として認定するものとする。

2 町長は、前項の規定により認定したときは松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定却下通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

（認定期間）

第5条 前条第1項の規定による認定の期間は、当該認定の日から2年間とする。

（認定基準適合の確認）

第6条 第4条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、その認定期間中に、町長から認定基準に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

（変更承認）

第7条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 認定事業者の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。
- (2) 第2条第1項各号のいずれかの内容に変更があったとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認め、これを承認したときは松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めたときは松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者変更不承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 町長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、第4条第1項の認定を取り消すものとし、当該認定事業者に松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 第2条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号に該当したとき。

- (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。
- (5) その他町長が認定を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、当該取消しの日から起算して2年間は、第3条の申請を行うことができない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、活動事業者の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

松前町長 様

（申請者）

ふりがな

団体名

ふりがな

代表者 職・氏名

印

所在地 松前町大字

ふりがな

担当者 職・氏名

電 話 () -

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定申請書

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定を受けたいので、松前町高齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者の概要 別表1のとおり

2 関 係 書 類

- (1) 定款、寄附行為、会則、活動方針又はこれらに類する書類
- (2) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（任意団体であれば役員個人の印鑑証明書）
- (3) 法人の印鑑証明書
- (4) 事業計画書（認定申請日が属する年度のもの）又はこれに類する書類
- (5) 事業実績等報告書又はこれに類する書類
- (6) 収支計算書（認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度のもの）又はこれに類する書類
- (7) 貸借対照表（認定申請日が属する年度の前年度及び前々年のもの）又はこれに類する書類
- (8) 監査報告書（認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度のもの）又はこれに類する書類
- (9) 国税、都道府県税、市町村税に係る納税証明書（任意団体であれば役員個人の納税証明書）
- (10) 社会保険料又は労働保険料等納入確認（証明）書
- (11) 業務従事者（雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において役務業務に携わる者の名簿（別紙様式1）
- (12) 遂行可能な業務を記載した書類（別紙様式2）
- (13) 直近の2年間における前号の業務の契約実績を記載した書類（別紙様式3）
- (14) その他町長が必要と認める書類

別表1

申請者の概要

法人等の名称			
代表者の氏名			
所在地	〒		
連絡先	T E L :	F A X :	
U R L	http://	E-mail	

設立年月日	年 月 日	職員数	常 用	人	
			臨 時	人	
事業内容					
法人等の略歴					
公的機関との業務委託契約の実績等					
役員構成	別表2のとおり				

直近の決算状況	年 月期 (期)	売上高	千円	当期利益	千円
---------	--------------	-----	----	------	----

別表2

役員構成

No.	役職名	ふり 氏 名	生年月日	年齢	住 所
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	
			T・S・H 年 月 日	歳	

※ 年齢については、申請時点での年齢とする。

別紙様式1

業務従事者名簿

年 月 日現在

No.	氏名	年齢	住所	電話番号
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		

注1) 住所については、大字までの記載とする。

注2) 年齢については、申請時点での年齢とする。

注3) 業務従事者に事実関係を確認することがある。

別紙様式2

遂行可能業務

業種区分	業務	業務に従事できる人数
事務	一般事務()	名
	筆耕(硬筆・毛筆)	名
	その他()	名
		名
技術	植木剪定・移植など	名
	大工作業(修繕等)	名
	和洋裁	名
	その他()	名
		名
屋外作業	清掃	名
	草刈り・除草など	名
	その他()	名
		名
屋内作業	清掃	名
	その他()	名
		名
管理	公共又は民間施設の管理	名
	駐車場管理	名
	その他()	名
		名
サービス	福祉援助サービス	名
	家事援助サービス	名
	観光ガイド	名
	その他()	名
		名

別紙様式3

契 約 実 績 一 覧

業務名	業務内容・規模	契約期間	受注実績	契約相手の名称	契約相手の電話番号
		～	円		
		～	円		
		～	円		
		～	円		
		～	円		
		～	円		

注1) 業務名については、別紙様式2に記載した遂行可能業務を記載すること。

注2) 契約書の写しを添付すること。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定通知書

年 月 日付けで申請のありました松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定については、松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、「活動事業者」として下記のとおり認定することとしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

認定年月日	
認定の有効期限	
認定条件	

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定却下通知書

年 月 日付けで申請のありました松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定については、松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、「活動事業者」として不認定とすることとしたので、同条第2項の規定により通知します。

認定却下理由	
--------	--

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

松前町長 様

（申請者）

ふりがな

団体名

ふりがな

代表者 職・氏名

印

所在地 松前町大字

ふりがな

担当者 職・氏名

電話 () -

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定内容について、下記のとおり変更したいので松前町高齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更の内容	
変更理由	

※ 様式第1号の関係書類を準用し、変更内容が分かる書類を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定内容の変更については、松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり承認することとしたので通知します。

記

承認した 変更内容	
--------------	--

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定内容の変更については、松前町高齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり不承認とします。

記

不承認とする理由	
----------	--

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者認定取消通知書

年 月 日付けで 第 号で認定しました松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者については、松前町高年齢者等の就業機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり承認を取り消すので通知します。

記

承認を取り消す理由	
-----------	--